



県 章

# 山形県公報

平成27年3月31日(火)

号 外(5)

## 目 次

### 条 例

○山形県県税条例の一部を改正する条例……………(税 政 課) …11

### この号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第37号) (税政課)

1 県民税

(1) 地方団体に対して寄附金を支出した者の個人の県民税について、以下の措置を講ずることとした。

イ 平成28年度以後の各年度分の個人の県民税から控除する特例控除額について、県民税の所得割の額の100分の20に相当する金額を限度とすることとした。(第34条の3第2項関係)

ロ 平成27年4月1日以後に支出する地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者は、当分の間、次に定めるところにより、個人の県民税に関する申告書を提出することなく当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けることができることとした。(改正後の附則第7条～第7条の3関係)

(イ) 地方団体に対する寄附金を支出する者は、当該寄附金を支出する際、当該地方団体の長に対し、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した申告特例通知書の送付を求める能够のこととした。

(ロ) 個人の県民税に関する申告書の提出を行った者又は5を超える地方団体の長に対して(イ)の求めを行った者等については、適用対象としないこととした。

(2) 法人の県民税の均等割の税率の適用区分の基準である資本金等の額について、地方税法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とすることとした。(第43条第2項～第4項関係)

(3) 法人税割の不均一課税の対象となる中小法人の基準である資本金等の額について、地方税法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とすることとした。(附則第13条の2第2項関係)

2 事業税

(1) 山形県県税条例第49条第1項第1号イに掲げる法人の事業税の税率を次のとおりとするとした。(第54条第1項及び第3項関係)

付加価値割	100分の0.72
-------	-----------

資本割		100分の0.3
所得割	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.1
	各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	100分の4.6
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の6

(2) 法人の事業税の税率の特例について、山形県県税条例第49条第1項第1号イに掲げる法人の事業税の所得割の税率を次のとおりとすることとした。（附則第13条の3第2項関係）

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	100分の2.3
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.1

### 3 不動産取得税

(1) 次に掲げる措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。（附則第13条の9第2項並びに附則第14条の3第1項及び第3項関係）

- イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置
- ロ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置
- ハ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置

(2) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。（附則第14条第1項並びに附則第14条の4第1項、第3項及び第4項関係）

- イ 住宅及び土地の取得に係る税率（本則4パーセント）を3パーセントとする特例措置
- ロ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置

(3) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による取得が平成29年3月31日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。（附則第14条の3第4項及び第5項関係）

### 4 自動車取得税

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の2の2第2項関係）

- イ 次に掲げるガソリン自動車

- (イ) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
  - a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4

分の1を超えないこと。

- c エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (ロ) 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - b 室素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める室素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - b 室素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める室素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (二) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - b 室素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める室素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- 口 次に掲げる軽油自動車
  - (イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - a 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
    - b 室素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める室素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
    - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
  - (ロ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - a 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
    - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
  - (ハ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - a 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
    - b 室素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める室素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
    - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
  - (二) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - a 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
    - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

た数値以上であること。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の40を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の2の2第3項関係）

イ 次に掲げるガソリン自動車

(イ) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

- a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- c エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(ロ) 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(ニ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ロ 次に掲げる軽油自動車

(イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- a 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- b 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(ロ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- a 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- a 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

- b 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (ニ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
  - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (三) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の60を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。（附則第15条の2の2第4項関係）
- イ 次に掲げるガソリン自動車
- (イ) 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
    - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
  - (ロ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
    - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
  - (ハ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
    - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 次に掲げる軽油自動車
- (イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - a 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
    - b 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
    - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
  - (ロ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - a 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
    - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
  - (ハ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するも

の

- a 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
  - b 室素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める室素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - c エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (二) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
  - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであって、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の80を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。（附則第15条の2の2第5項関係）
- イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- ロ 室素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める室素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- ハ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（(5)において「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり控除額及び軽減対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の2の2の3第1項～第5項関係）
- イ 次に掲げる自動車について、取得価額から45万円を控除すること。
- (イ) 電気自動車
  - (ロ) 地方税法附則第12条の2の2第2項第2号に掲げる天然ガス自動車
  - (ハ) プラグインハイブリッド自動車
- (ニ) 地方税法附則第12条の2の2第2項第4号に掲げるガソリン自動車
- (ホ) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度に適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）
- a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
    - (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - (b) 室素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める室素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
    - (c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。
  - b 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
    - (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - (b) 室素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める室素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
    - (c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて

を得た数値以上であること。

- (ハ) 地方税法附則第12条の2の2第2項第5号イに掲げる軽油自動車  
(ト) 地方税法附則第12条の2の2第2項第5号ハに掲げる軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

ロ 次に掲げる自動車について、取得価額から35万円を控除すること。

- (イ) (1)イのガソリン自動車

(ロ) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

b 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

- (ハ) (1)ロ(ハ)又は(ロ)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

ハ 次に掲げる自動車について、取得価額から25万円を控除すること。

- (イ) (2)イのガソリン自動車

(ロ) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

b 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

- (ハ) (2)ロ(ハ)又は(ロ)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

ニ 次に掲げる自動車について、取得価額から15万円を控除すること。

- (イ) (3)イのガソリン自動車

(ロ) 次に掲げるガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得

た数値以上であること。

(ハ) (3)ロ(ハ)又は(ニ)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

ホ 次に掲げる自動車について、取得価額から5万円を控除すること。

(イ) (4)のガソリン自動車

(ロ) 次に掲げるガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

(6) 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。

（改正後の附則第15条の2の2の3第6項関係）

(7) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。（改正後の附則第15条の2の2の3第7項関係）

(8) 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。（改正後の附則第15条の2の2の3第8項関係）

(9) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日（ニに掲げるトラックにあっては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から525万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第15条の2の2の3第9項関係）

イ 車両総重量が5トンを超えて12トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

ロ 車両総重量が3.5トンを超えて8トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

ハ 車両総重量が8トンを超えて20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

ニ 車両総重量が20トンを超えて22トン以下のトラックであって、平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(10) (9)ニに掲げるトラックのうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備

えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第15条の2の2の3第10項関係）

(11) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日（ホに掲げるトラックにあっては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第15条の2の2の3第11項関係）

イ 車両総重量が5トン以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

ロ 車両総重量が5トンを超える12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

ハ 車両総重量が3.5トンを超える8トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

ニ 車両総重量が8トンを超える20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

ホ 車両総重量が20トンを超える22トン以下のトラックであって、平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

## 5 軽油引取税

(1) 軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その対象から海上保安庁が航路標識法の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源並びに陶磁器製造業を営む者の製造工程における焼成又は乾燥に係る用途等を除外した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の2の3第1項関係）

(2) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、平成30年3月31日までに当該引取りに係る軽油を締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、軽油引取税を課さないこととした。（附則第15条の2の3第4項関係）

## 6 狩猟税

(1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないとする特例措置を講ずることとした。（附則第19条第1項関係）

(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないとする特例措置を講ずることとした。（改正後の附則第19条第2項関係）

(3) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合において

は、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講ずることとした。（附則第19条の2第1項関係）

(4) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者の従事者を除く。）として従事者証の交付を受け、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講ずることとした。（附則第19条の2第2項関係）

7 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、6の(2)の改正は、同年5月29日から施行することとした。

## 条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第37号

#### 山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第5項中「同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるもの」を「それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同項の表中「第43条」を「第43条第1項」に、

	義務がある法人	義務がある固有法人
--	---------	-----------

第43条第2項から第4項まで	の資本金等の額	に係る固有法人の資本金等の額
	義務がある法人	義務がある固有法人

を

に改める。

第34条の3第2項中「100分の10」を「100分の20」に改め、同項第2号中「課税山林所得金額（以下この項）を「課税山林所得金額（次号）に、「同条第2項」を「同項」に、「課税退職所得金額（以下この項）を「課税退職所得金額（同号）に改める。

第43条に次の3項を加える。

2 法第52条第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令第8条の5第1項に規定する日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表の第1号ホ中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令第8条の5第1項に規定する日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

3 法第52条第2項第2号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、施行令第8条の5第2項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「施行令第8条の5第2項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

4 法第52条第2項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第52条第2項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出

資金の額が」とする。

第54条第1項中「除く」を「除く。第3項において同じ」に改め、同項第1号イ中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号文中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ハの表

中	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">100分の3.8</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">100分の5.5</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">100分の7.2</td></tr> </table>	100分の3.8	100分の5.5	100分の7.2	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">100分の3.1</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">100分の4.6</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">100分の6</td></tr> </table>	100分の3.1	100分の4.6	100分の6	に改め、同条第3項第1号イ中「100分の0.48」を
100分の3.8										
100分の5.5										
100分の7.2										
100分の3.1										
100分の4.6										
100分の6										

「100分の0.72」に改め、同号文中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ハ中「100分の7.2」を「100分の6」に改める。

第77条第1項中「第39条の2の3第1項」を「第39条の2の4第1項」に改める。

第79条中「又は第2項第1号」を「若しくは第2項第1号」に改める。

第192条第2項第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則第7条の前に見出しとして「（個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第7条 第34条の3第1項第1号に掲げる寄附金（以下この条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する者（地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受けると見込まれる者であつて、地方団体に対する寄附金について第34条の3第1項（同号に係る部分に限る。）及び第2項の規定によって控除すべき金額（以下この項において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受ける目的以外に、地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税の所得割について法第45条の2の規定による申告書の提出（法第45条の3第1項の規定により法第45条の2第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）を要しないと見込まれるものに限る。次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、法第45条の2第3項の規定による申告書の提出（法第45条の3第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、地方団体に対する寄附金を支出する際、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、法附則第7条第8項の規定による市町村民税に関する申告特例通知書の送付の求めと併せて、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面（次項において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この項及び次項において「申告特例の求め」という。）は、申告特例対象寄附者が当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金を支出する年（次項において「申告特例対象年」という。）に支出する地方団体に対する寄附金について申告特例の求めを行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる場合に限り、行うことができる。

3 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第6項各号のいずれかに該当する場合には、当該申告特例の求めを行つた者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金に係る申告特例の求めについては、なかつたものとみなす。

附則第7条の2を附則第7条の4とし、附則第7条の次に次の2条を加える。

第7条の2 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に第34条の3第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納稅義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付

があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第34条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の申告特例控除額は、第34条の3第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第34条第2項に規定する課税総所得金額から第34条の2第1号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

195万円以下の金額	85分の5
195万円を超える330万円以下の金額	80分の10
330万円を超える695万円以下の金額	70分の20
695万円を超える900万円以下の金額	67分の23
900万円を超える金額	57分の33

第7条の3 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

附則第13条の2第2項を次のように改める。

- 2 第43条第2項から第4項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第43条第2項	前項	附則第13条の2第1項
	同項の表の第1号ホ中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令第8条の5第1項に規定する日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と	同項中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、施行令第8条の5第1項に規定する日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と

第43条第3項及び第4項	第1項	附則第13条の2第1項
	同項の表	同項

附則第13条の3第2項中「平成26年10月1日」を「平成27年4月1日」に、「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の2.2」を「100分の1.6」に、「、「100分の5.5」を「、「100分の4.6」に、「100分の3.2」を「100分の2.3」に、「100分の7.2」を「100分の6」に、「100分の4.3」を「100分の3.1」に改める。

附則第13条の9第2項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第14条第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第2項中「の規定に」を「若しくは第4項の規定に」に改める。

附則第14条の3第1項中「。第3項において「平成23年改正法」という。」を削り、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条第2項中「以下第80条まで」を「以下この条及び第80条」に、「中「第77条第1項第1号又は」を「中「第77条第1項第1号若しくは」に改め、同条第3項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「第39条の2の3第1項」を「第39条の2の4第1項」に改め、同条に次の2項を加える。

4 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この項及び次項において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（法附則第11条の4第4項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定するものを行つた後、当該改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で同条第2項に規定するもの（以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第70条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

5 第78条から第80条までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第78条第1項中「土地の取得者」とあるのは「附則第14条の3第4項に規定する宅地建物取引業者」と、「前条第1項第1号又は第2項第1号」とあるのは「同項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内」とあるのは「同項に規定する改修工事対象住宅（以下この条及び第80条において「改修工事対象住宅」という。）の取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、同項第2号中「土地の所在、地番、地目及び地積」とあるのは「改修工事対象住宅の所在地及び家屋番号」と、同項第4号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同項第5号中「住宅の着工及び完成の予定年月日」とあるのは「施行令附則第9条の3第1項に規定する改修工事の発注者並びに着工及び完了の予定年月日」と、同項第6号中「住宅の床面積」とあるのは「改修工事対象住宅の構造及び床面積」と、第79条中「第77条第1項第1号若しくは第2項第1号」とあるのは「附則第14条の3第4項」と、第80条第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第77条第1項第1号又は第2項第1号」とあるのは「附則第14条の3第4項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項第2号中「土地の所在、地番、地目及び地積」とあるのは「改修工事対象住宅の所在地及び家屋番

号」と、同項第4号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同項第5号中「住宅の着工及び完成の年月日」とあるのは「施行令附則第9条の3第1項に規定する改修工事の発注者並びに着工及び完了の年月日」と、同項第7号中「住宅の床面積」とあるのは「改修工事対象住宅の構造及び床面積」と読み替えるものとする。

附則第14条の4第1項、第3項及び第4項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「第7条の規定による登録」を「第7条第1項に規定する新規登録」に、「第59条の規定による検査（）を「第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する）に、「同条第4項から第7項まで」を「同条第6項から第11項まで」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号中「この条において同じ」を「この条及び附則第15条の2の2の3において同じ」に改め、同号イ中「又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第15条の2の2の3第7項において同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ（イ）中「この条」を「この条及び附則第15条の2の2の3」に改め、同号イ（ハ）中「この条」を「この条及び附則第15条の2の2の3」に、「第4項」を「以下この条及び附則第15条の2の2の3」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同号ハ（ハ）中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同号ロ（ハ）中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

口 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

（イ）平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

（ロ）窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（ハ）エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第2項第2号イ中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同号イ（イ）中「附則第4条の4第11項」を「附則第4条の4第12項」に改め、同号イ（ハ）中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号ロ（ロ）中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ハ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第7項」に改め、同号ハ（イ）中「附則第4条の4第14項」を「附則第4条の4第15項」に改め、同号ハ（ハ）中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ニ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同号ニ（ロ）中「100分の110」を「100分の115」に改め、同条第3項中「附則第15条の2の2の3第4項から第7項まで」を「附則第15条の2の2の3第6項から第11項まで」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号イ中「又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同号イ（ハ）中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号ハ（ハ）中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号ロ（ハ）中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

口 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施

行規則附則第4条の5第10項に規定するもの

- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ロ) 室素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める室素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第3項第2号イ中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号イ(ハ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号ロ(ロ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ハ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号ハ(ハ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第16項」に改め、同号ニ(ロ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第15条の2の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第17項に規定するもの

- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ロ) 室素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める室素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第18項に規定するもの

- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ロ) 室素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める室素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第19項に規定するもの

- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ロ) 室素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める室素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第20項に規定するもの

- (イ) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ロ) 室素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める室素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当

するもので施行規則附則第4条の5第21項に規定するもの

(イ) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第22項に規定するもの

(イ) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの

(イ) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2に次の1項を加える。

5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第24項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第15条の2の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2の3第1項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第4号中「（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の6第1項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として同条第2項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第3項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第4項に規定するもの

- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ロ) 室素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める室素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2の3第2項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「30万円」を「35万円」に改め、同項第1号中「（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第5項に規定するもの

- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ロ) 室素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める室素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第6項に規定するもの

- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ロ) 室素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める室素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2の3第3項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「15万円」を「25万円」に改め、同項第1号中「（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第7項に規定するもの

- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ロ) 室素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める室素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第8項に規定するもの

- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ロ) 室素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める室素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2の3第8項中「附則第4条の6第12項及び第13項」を「附則第4条の6の2第15項及び第16項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項中「自動車（）」を「自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（）に、「附則第4条の6第7項」を「附則第4条の6の2第7項」に、「平成27年3月31日（第1号）」を「平成

29年3月31日（第4号）に改め、「自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第3号に掲げる」を削り、「平成26年10月31日」を「平成28年10月31日」に、「350万円」を「525万円」に改め、同項第1号中「超える」を「超え12トン以下の」に、「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6の2第8項」に、「であつて」を「（第11項において「バス等」という。）であつて」に、「平成25年1月27日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置に係る」を「車両安定性制御装置に係る」に、「（次号及び第3号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに」を「で施行規則附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項及び第11項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この項及び第11項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」に改め、同項第2号中「8トンを超える」を「3.5トンを超える8トン以下の」に、「附則第4条の6第11項」を「附則第4条の6の2第12項」に、「。」を「。以下この項及び第11項において同じ。」に、「平成24年4月1日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置保安基準で施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第3号中「13トンを超える」を「8トンを超える20トン以下の」に改め、「（施行規則附則第4条の6第11項に規定するけん引自動車に限る。）」を削り、「平成24年4月1日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置保安基準で施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 車両総重量が20トンを超える22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第15条の2の2の3第7項を同条第9項とし、同項の次に次の2項を加える。

10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第13項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超える12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超える8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係

る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

- (4) 車両総重量が8トンを超える20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (5) 車両総重量が20トンを超える22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

附則第15条の2の2の3第6項中「附則第4条の6第5項」を「附則第4条の6の2第5項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6の2第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「附則第4条の6第3項」を「附則第4条の6の2第3項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「附則第15条の2の2の3第5項」を「附則第15条の2の2の3第7項」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第4項」を「附則第4条の6の2第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「附則第4条の6第1項」を「附則第4条の6の2第1項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号中「第6項」を「第8項」に改め、同項第2号中「第6項」を「第8項」に、「附則第4条の6第2項」を「附則第4条の6の2第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

- (1) 附則第15条の2の2第4項第1号に掲げるガソリン自動車
- (2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第9項に規定するもの
- イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- ロ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- ハ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第15条の2の2第4項第2号ハ又はニに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

- (1) 附則第15条の2の2第5項に掲げるガソリン自動車
- (2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第10項に規定するもの
- イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- ロ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- ハ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の3第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（施行令附則第10条の2の2第1項に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして同条第2項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

附則第15条の2の3第1項第3号中「附則第10条の2の2第2項」を「附則第10条の2の2第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同項第4号中「附則第10条の2の2第4項」を「附則第10条の2の2第5項」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改め、同項第5号中「陶磁器製造業、」を削り、「附則第10条の2の2第6項」を「附則第10条の2の2第7項」に、「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの」を「当該」に改め、同条第2項の表中「附則第10条の2の2第7項」を「附則第10条の2の2第8項」に改め、同条第3項中「、第131条の18及び次条」を「及び第131条の18」に改め、同項の表中

次条	第125条第1項各号	第125条第1項各号（附則第15条の2の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	を削る。
----	------------	---	------

附則第15条の2の3に次の1項を加える。

4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第11項に規定するものに基づき、平成30年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第125条第1項（第3号に係る部分に限る。）並びに同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第19条の見出し中「税率の特例」を「課税免除」に改め、同条第1項を次のように改める。

県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。第3項において同じ。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、第192条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

附則第19条第2項中「軽減税率適用登録」を「第1項の規定の適用」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われたときは、第192条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

附則第19条の次に次の1条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

第19条の2 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当

該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第192条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

- 2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

附則第20条第4項から第6項までの規定中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第192条第2項第1号の改正規定及び附則第19条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定並びに附則第18項の規定は、同年5月29日から施行する。

### （県民税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の3第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第7条の規定は、県民税の所得割の納稅義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する新条例第34条の3第1項第1号に掲げる寄附金について適用する。
- 5 新条例附則第7条の2及び第7条の3の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 6 別段の定めがあるものを除き、附則第21項の規定及び新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 7 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第53条第1項の規定によって申告納付する法人で法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新法第53条第2項の規定によって申告納付する法人及び同条第3項の規定によって納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の県民税についての新条例第43条第1

項及び新条例附則第13条の2第1項の規定の適用については、これらの項中「資本金等の額が」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正前の法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額が」とし、新条例第43条第2項及び第3項並びに新条例附則第13条の2第2項（新条例第43条第4項の規定を準用する部分を除く。）の規定は、適用しないものとする。この場合において、改正前の山形県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第13条の2第2項の規定は、なおその効力を有する。

（事業税に関する経過措置）

- 8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 9 新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人（3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第52条第1項第1号イに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下この項から附則第12項までにおいて同じ。）で除して計算した金額。以下この項から附則第12項までにおいて「調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、新条例附則第13条の3第2項の規定により読み替えられた新条例第54条第1項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新法第72条の25の規定によって納付すべき事業税額、新法第72条の28の規定によって納付すべき事業税額又は新法第72条の29の規定によって納付すべき事業税額（以下この項から附則第12項までにおいて「事業税額」という。）から控除する。
  - (1) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号イに規定する付加価値額（2以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。附則第11項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成27年3月31日現在における旧条例第54条第1項第1号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
  - (2) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号ロに規定する資本金等の額（2以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた額とする。附則第11項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成27年3月31日現在における旧条例第54条第1項第1号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
  - (3) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号ハに規定する所得を新条例第54条第1項第1号ハの表の左欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（2の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により区分し、関係道府県に分割された後の金額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成27年3月31日現在における当該区分に応ずる旧条例附則第13条の3第2項の規定により読み替えられ

た旧条例第54条第1項第1号ハの表の右欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

- 10 新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。
- 11 新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人（3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、新条例附則第13条の3第2項の規定により読み替えられた新条例第54条第3項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。
  - (1) 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成27年3月31日現在における旧条例第54条第3項第1号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
  - (2) 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成27年3月31日現在における旧条例第54条第3項第1号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
  - (3) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号ハに規定する所得を新法第72条の48の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成27年3月31日現在における旧条例附則第13条の3第2項の規定により読み替えられた旧条例第54条第3項第1号ハに規定する税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
- 12 新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。  
(不動産取得税に関する経過措置)
- 13 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
(自動車取得税に関する経過措置)
- 14 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。  
(軽油引取税に関する経過措置)
- 15 新条例附則第15条の2の3第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

- 16 新条例附則第15条の2の3第4項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。  
(狩猟税に関する経過措置)
- 17 新条例附則第19条第1項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。
- 18 新条例附則第19条第2項の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 19 新条例附則第19条の2の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 20 施行日から附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19条及び第19条の2の規定の適用については、新条例附則第19条第1項中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、「第3項」とあるのは「次項」と、同条第2項中「第1項」とあるのは「前項」と、新条例附則第19条の2第1項中「鳥獣保護管理法第56条」とあるのは「鳥獣保護法第56条」と、「鳥獣保護管理法第9条第1項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「鳥獣保護管理法第2条第9項」とあるのは「鳥獣保護法第2条第5項」と、同条第2項中「鳥獣保護管理法第9条第8項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「、鳥獣保護法第9条第8項に規定する従事者証」と、「同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」とあるのは「鳥獣保護法第9条第8項（鳥獣被害防止特措法」と、「者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。
- (やまがた緑環境税条例の一部改正)
- 21 やまがた緑環境税条例（平成18年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「第43条」を「第43条第1項」に、「同条」を「同項（同条第2項から第4項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

平成27年3月31日印刷  
平成27年3月31日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056